

第4章 一般会計負担の考え方

1 一般会計負担の基本的な考え方

公営企業である病院事業会計への一般会計からの負担は、地方公営企業法第17条の2（経費の負担の原則）第1項で「その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」、「当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなお、その経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」と規定されており、一般会計が出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものと定められています。

公営の病院が実施する事業の中には、小児医療、救急医療、へき地医療などの不採算部門が含まれ、これらの医療を継続的に提供するには、経営基盤強化のため一般会計からの負担が必要です。この負担の基準については、毎年度、総務省の通知「地方公営企業繰出金について」に示されており、具体的内容については次ページ以降の表のとおりです。

なお、実際の病院事業への一般会計繰出金については、上記基準に基づき、財政当局との協議により決定していますが、本市においては、総務省の考え方に基づく繰出金（繰出基準分）と、財政収支バランスを図るための繰出金（政策医療分）を設定しています。

特に石巻市立病院においては、開院後3年間で多額の不良債務が生じており、これを解消するために平成17年3月に策定した「石巻市立病院健全経営計画」に基づき、平成17年度から経営健全化に取り組んでおり、当該計画に基づき、不良債務解消のための繰出金を設定しています。

○石巻市立病院に係る一般会計負担の考え方

		項目	趣旨	国の基準	本市の繰出基準
医療収益	負担金	救急医療の確保に要する経費	救急医療の確保に要する経費について、一般会計が負担するための経費	救急病院における医師等の待機及び空床の確保等救急医療の確保に必要な経費に相当する額	救急： 延べ待機医師人件費+待機看護師人件費+待機医療技術者人件費+ (延べ空床10床×診療単価) -救急医療収入
		保健衛生行政事務に要する経費	集団検診、医療相談等保健衛生に関する行政として行われる事務に要する経費について、一般会計が負担するための経費	集団検診、医療相談等に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	本庁人件費として、病院管理課職員人件費の1/2相当分を計上
収益勘定繰入	補助金	医師及び看護師等の研究研修に要する経費	医師及び看護師等の研究研修に要する経費の一部について繰り出すための経費	医師及び看護師等の研究研修に要する経費の2分の1	国の基準と同様
		病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費	病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費の一部について繰り出すための経費	当該年度の4月1日現在の職員数が地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の施行の日における職員数に比して著しく増加している病院事業会計に係る共済追加費用の負担額の一部	国の基準と同様
		地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費	地方公営企業の経営健全化に資するため、地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費の全部又は一部について繰り出すための経費	経常収支の不足額を生じている病院事業の職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担額（前々年度における経常収支の不足額を限度とする。）	国の基準と同様
		地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費	地方公営企業職員に係る児童手当法に規定する児童手当に要する経費について一般会計が負担するための経費	ア 0歳以上3歳未満の児童を対象とする給付に要する額（特例給付を除く。）の10分の3 イ 3歳以上小学校第6学年終了までの児童を対象とする特例給付に要する額	国の基準と同様
		施設高度化補助金			
	負担金	病院の建設改良に要する経費（利息）	病院の建設改良費について一般会計が負担するための経費	病院企業債に係る元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額（利息分） 【元利償還金の1/2を基準とする（平成14年度までに着手した事業については2/3を基準とする）】	償還利息額の全額を繰出しする。 基準外繰出（1/3）は、経営の安定化を考慮したもの。
		リハビリテーション医療に要する経費	リハビリテーション医療の実施に要する経費について、一般会計が負担するための経費	リハビリテーション医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	「改正地方財政詳解」より「患者1人あたり割高経費」×前年度年間リハビリテーション患者数
		高度医療に要する経費	高度な医療で採算をとることが困難であっても、公立病院として行わざるをえないものの実施に要する経費について、一般会計が負担するための経費	高度な医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	「改正地方財政詳解」より「ICU等1床あたり割高経費」×6床+応援医師人件費+（医師実配置人数-医療法定数）分人件費
		小児医療に要する経費	小児医療の実施に要する経費について、一般会計が負担するための経費	小児医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	「改正地方財政詳解」より「小児1床あたり割高経費」×小児ベッド確保病床数
		退職手当組合負担金			
特別利益	繰入金	不良債務解消補助金	不良債務解消を図るためのもの。		平成17年度に策定した石巻市立病院健全経営計画に基づき平成18年度から平成24年度まで。
資本勘定繰入	出資金	病院の建設改良に要する経費（元金）	病院の建設改良費について一般会計が負担するための経費	病院企業債に係る元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額（元金分） 【元利償還金の1/2を基準とする（平成14年度までに着手した事業については2/3を基準とする）】	償還元金の全額を繰出しする。 基準外繰出（1/3）は、経営の安定化を考慮したもの。
	負担金	病院の建設改良に要する経費（建設改良費）	病院の建設改良費について一般会計が負担するための経費	病院の建設改良費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額 【建設改良費の1/2を基準とする（平成14年度までに着手した事業については2/3を基準とする）】	器械備品等の購入額の全額を繰出しする。 基準外繰出（1/3）は、経営の安定化を考慮したもの。

○石巻市立病院に係る一般会計繰入金試算

(単位：千円)

	項目	20年度(決算見込)			21年度			22年度			23年度			
		繰出基準	政策医療		繰出基準	政策医療		繰出基準	政策医療		繰出基準	政策医療		
収益勘定繰入	医業収益 負担金	救急医療の確保に要する経費	187,572	187,572	0	194,739	194,739	0	187,000	187,000	0	187,000	187,000	0
		保健衛生行政事務に要する経費	39,185	39,185	0	39,178	39,178	0	40,000	40,000	0	40,000	40,000	0
	補助金	医師及び看護師等の研究研修に要する経費	7,489	7,489	0	7,944	7,944	0	7,500	7,500	0	7,500	7,500	0
		病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費	34,751	34,751	0	32,153	32,153	0	35,000	35,000	0	35,000	35,000	0
		地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費	27,849	27,849	0	29,713	29,713	0	28,500	28,500	0	28,500	28,500	0
		地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費	3,482	3,482	0	2,835	2,835	0	3,300	3,300	0	3,300	3,300	0
		施設高度化補助金	20,000	0	20,000	91,860	0	91,860	95,759	0	95,759	100,612	0	100,612
	医業外収益 負担金	病院の建設改良に要する経費(利息)	155,121	103,414	51,707	148,618	99,078	49,540	141,941	94,627	47,314	135,088	90,059	45,029
		リハビリテーション医療に要する経費	1,953	1,953	0	1,969	1,969	0	2,000	2,000	0	2,000	2,000	0
		高度医療に要する経費	227,734	227,734	0	225,423	225,423	0	230,000	230,000	0	230,000	230,000	0
		小児医療に要する経費	22,245	22,245	0	20,622	20,622	0	23,000	23,000	0	23,000	23,000	0
		退職手当組合負担金	199,338	0	199,338	190,405	0	190,405	163,000	0	163,000	165,000	0	165,000
	特別利益 繰入金	不良債務解消補助金	40,000	0	40,000	40,000	0	40,000	40,000	0	40,000	40,000	0	40,000
収益勘定繰入合計(ア)		966,719	655,674	311,045	1,025,459	653,654	371,805	997,000	650,927	346,073	997,000	646,359	350,641	
資本勘定繰入	出資金	病院の建設改良に要する経費(元金)	249,758	166,505	83,253	256,260	170,840	85,420	262,936	175,291	87,645	269,789	179,859	89,930
	負担金	病院の建設改良に要する経費(建設改良費)	24,000	12,000	12,000	30,000	15,000	15,000	100,398	50,199	50,199	70,000	35,000	35,000
資本勘定繰入合計(イ)		273,758	178,505	95,253	286,260	185,840	100,420	363,334	225,490	137,844	339,789	214,859	124,930	
繰入合計(ア)+(イ)		1,240,477	834,179	406,298	1,311,719	839,494	472,225	1,360,334	876,417	483,917	1,336,789	861,218	475,571	

○石巻市立雄勝病院に係る一般会計負担の考え方

		項目	趣旨	国の基準	本市の繰出基準
収益勘定繰入	医業収益	救急医療の確保に要する経費	救急医療の確保に要する経費について、一般会計が負担するための経費	救急病院における医師等の待機及び空床の確保等救急医療の確保に必要な経費に相当する額	救急： 延べ待機医師人件費+待機看護師人件費+ 待機医療技術者人件費+（延べ空床3床× 診療単価）-救急医療収入
	補助金	病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費	病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費の一部について繰り出すための経費	当該年度の4月1日現在の職員数が地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の施行の日における職員数に比して著しく増加している病院事業会計に係る共済追加費用の負担額の一部	国の基準と同様
		地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費	地方公営企業の経営健全化に資するため、地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費の全部又は一部について繰り出すための経費	経常収支の不足額を生じている病院事業の職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担額（前々年度における経常収支の不足額を限度とする。）	国の基準と同様
		地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費	地方公営企業職員に係る児童手当法に規定する児童手当に要する経費について一般会計が負担するための経費	ア 0歳以上3歳未満の児童を対象とする給付に要する額（特例給付を除く。）の10分の3 イ 3歳以上小学校第6学年終了までの児童を対象とする特例給付に要する額	国の基準と同様
	医業外収益	病院の建設改良に要する経費（利息）	病院の建設改良費について一般会計が負担するための経費	病院企業債に係る元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額（利息分） 〔元利償還金の1/2を基準とする（平成14年度までに着手した事業については2/3を基準とする）〕	償還利息額の全額を繰出しする。 基準外繰出（1/3）は、経営の安定化を考慮したもの。
	負担金	不採算地区病院の運営に要する経費	不採算地区病院の運営に要する経費について、一般会計が負担するための経費	不採算地区病院の運営に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	・繰出基準分：病床1床当たり交付税算入額×病床数 ・政策医療分：経営の安定化を考慮した金額を繰出しする。
資本勘定繰入	出資金	病院の建設改良に要する経費（元金）	病院の建設改良費について一般会計が負担するための経費	病院企業債に係る元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額（元金分） 〔元利償還金の1/2を基準とする（平成14年度までに着手した事業については2/3を基準とする）〕	償還元金の全額を繰出しする。 基準外繰出（1/3）は、経営の安定化を考慮したもの。
	負担金	病院の建設改良に要する経費（建設改良費）	病院の建設改良費について一般会計が負担するための経費	病院の建設改良費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額 〔建設改良費の1/2を基準とする（平成14年度までに着手した事業については2/3を基準とする）〕	器械備品等購入額の全額を繰出しする。 基準外繰出（1/3）は、経営の安定化を考慮したもの。

○石巻市立雄勝病院に係る一般会計繰入金試算

(単位：千円)

	項目	20年度（決算見込）			21年度			22年度			23年度		
		繰出基準	政策医療		繰出基準	政策医療		繰出基準	政策医療		繰出基準	政策医療	
収益勘定繰入	医業収益												
	負担金												
	救急医療の確保に要する経費	41,992	41,992	0	42,679	42,679	0	40,833	40,833	0	40,280	40,280	0
	病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費	6,137	6,137	0	5,631	5,631	0	7,750	7,750	0	7,800	7,800	0
	補助金												
	地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費	4,975	4,975	0	5,295	5,295	0	4,600	4,600	0	4,700	4,700	0
医業外収益	地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費	235	235	0	276	276	0	300	300	0	300	300	0
	病院の建設改良に要する経費（利息）	1,235	823	412	937	624	313	617	411	206	274	183	91
	不採算地区病院の運営に要する経費	71,477	46,760	24,717	81,444	47,000	34,444	84,000	48,000	36,000	85,000	48,000	37,000
収益勘定繰入合計（ア）		126,051	100,922	25,129	136,262	101,505	34,757	138,100	101,894	36,206	138,354	101,263	37,091
資本勘定繰入	出資金												
	病院の建設改良に要する経費（元金）	4,004	2,669	1,335	4,302	2,868	1,434	4,621	3,081	1,540	4,965	3,310	1,655
負担金	病院の建設改良に要する経費（建設改良費）	31,300	15,650	15,650	34,500	17,250	17,250	63,415	31,707	31,708	29,182	14,591	14,591
資本勘定繰入合計（イ）		35,304	18,319	16,985	38,802	20,118	18,684	68,036	34,788	33,248	34,147	17,901	16,246
繰入合計（ア）+（イ）		161,355	119,241	42,114	175,064	121,623	53,441	206,136	136,682	69,454	172,501	119,164	53,337

○石巻市立牡鹿病院に係る一般会計負担の考え方

		項目	趣旨	国の基準	本市の繰出基準
収益勘定繰入	医業収益	救急医療の確保に要する経費	救急医療の確保に要する経費について、一般会計が負担するための経費	救急病院における医師等の待機及び空床の確保等救急医療の確保に必要な経費に相当する額	救急： 延べ待機医師人件費+待機看護師人件費+ 待機医療技術者人件費+ (延べ空床2床×診療単価) -救急医療収入
	補助金	医師及び看護師等の研究研修に要する経費	医師及び看護師等の研究研修に要する経費の一部について繰り出すための経費	医師及び看護師等の研究研修に要する経費の2分の1	国の基準と同様
		病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費	病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費の一部について繰り出すための経費	当該年度の4月1日現在の職員数が地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の施行の日における職員数に比して著しく増加している病院事業会計に係る共済追加費用の負担額の一部	国の基準と同様
		地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費	地方公営企業の経営健全化に資するため、地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費の全部又は一部について繰り出すための経費	経常収支の不足額を生じている病院事業の職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担額（前々年度における経常収支の不足額を限度とする。）	国の基準と同様
		地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費	地方公営企業職員に係る児童手当に規定する児童手当に要する経費について一般会計が負担するための経費	ア 0歳以上3歳未満の児童を対象とする給付に要する額（特例給付を除く。）の10分の3 イ 3歳以上小学校第6学年終了までの児童を対象とする特例給付に要する額	国の基準と同様
		電源立地対策交付金			病院運営費として、電源立地交付金で算定された金額と同額を算入
	負担金	不採算地区病院の運営に要する経費	不採算地区病院の運営に要する経費について、一般会計が負担するための経費	不採算地区病院の運営に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	病床1床当たり交付税算入額×病床数
	資本勘定繰入	負担金	病院の建設改良に要する経費（建設改良費）	病院の建設改良費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額 〔建設改良費の1/2を基準とする（平成14年度までに着手した事業については2/3を基準とする）〕	器械備品等購入額の全額を繰出する。基準外繰出（1/3）は、経営の安定化を考慮したもの。

○石巻市立牡鹿病院に係る一般会計繰入金試算

(単位：千円)

	項目	20年度(決算見込)			21年度			22年度			23年度			
		繰出基準	政策医療		繰出基準	政策医療		繰出基準	政策医療		繰出基準	政策医療		
収益勘定繰入	医業収益 負担金	救急医療の確保に要する経費	43,700	43,700	0	43,582	43,582	0	44,000	44,000	0	45,000	45,000	0
	補助金 医業外収益	医師及び看護師等の研究研修に要する経費	500	500	0	350	350	0	500	500	0	500	500	0
		病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費	5,527	5,527	0	4,531	4,531	0	6,350	6,350	0	6,400	6,400	0
		地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費	4,530	4,530	0	4,333	4,333	0	3,700	3,700	0	3,750	3,750	0
		地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費	482	482	0	468	468	0	100	100	0	100	100	0
		電源立地対策交付金	38,975	0	38,975	39,371	0	39,371	36,975	0	36,975	36,975	0	36,975
		負担金	不採算地区病院の運営に要する経費	33,745	33,745	0	37,870	37,870	0	36,920	36,920	0	36,920	36,920
収益勘定繰入合計(ア)		127,459	88,484	38,975	130,505	91,134	39,371	128,545	91,570	36,975	129,645	92,670	36,975	
資本勘定繰入	負担金	病院の建設改良に要する経費(建設改良費)	2,900	1,450	1,450	2,900	1,450	1,450	11,375	5,688	5,687	15,000	7,500	7,500
資本勘定繰入合計(イ)		2,900	1,450	1,450	2,900	1,450	1,450	11,375	5,688	5,687	15,000	7,500	7,500	
繰入合計(ア)+(イ)		130,359	89,934	40,425	133,405	92,584	40,821	139,920	97,258	42,662	144,645	100,170	44,475	